



三重県公報

令和4年10月18日 (火)

第 355 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
病院事業庁管理規程			
10	三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	2
告 示			
649	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 介 護 課)	2
650	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	3
651	漁船損害等補償法の規定による付保義務発生	(水 産 振 興 課)	3
652	同件	(同)	3
653	漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定の一部を改正する告示	(同)	3
654	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	4
655	同件	(同)	5
656	同件	(同)	6
657	同件	(同)	7
658	同件	(同)	8
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	9
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	9
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	9
	都市再開発法の規定による事業計画の変更認可	(住 宅 政 策 課)	9
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(デジタル改革推進課)	10
	同件	(総 合 博 物 館)	10

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和四年十月十八日

三重県病院事業庁長 長崎 敬之

三重県病院事業庁管理規程第十号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details changes to Article 7 of the Annex, specifically regarding the calculation of allowances for certain staff members.

別表第七第一号の表を次のように改める。

二 県立一志病院に勤務する職員

Table showing the applicable range (適用範囲) and payment amount (支給額) for various staff positions at the prefectural hospital, such as radiology technicians, nurses, and medical staff.

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（次項において「新管理規程」という。）の規定は、令和四年十月一日から適用する。
2 職員が改正前の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定に基づいて、令和四年十月一日以後の分として支給を受けた手当は、新管理規程の規定による手当の内払とみなす。

告 示

三重県告示第 649 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から

事業の廃止の届出がありました。

令和4年10月18日

三重県知事 一見勝之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2472700158	有限会社ライフサポートみち草	三重県多気郡大台町上菅 636 番地 1	有限会社ライフサポートみち草	令和4年8月31日	訪問介護
2470702180	ヘルパーステーションすず	三重県松阪市駅部田町字水利 74 番地 1	株式会社すず	令和4年9月30日	訪問介護
2472901046	社協ふくし用具の「あい」	三重県志摩市浜島町松山路 3	社会福祉法人志摩市社会福祉協議会	令和4年9月30日	福祉用具貸与
2472901046	社協ふくし用具の「あい」	三重県志摩市浜島町松山路 3	社会福祉法人志摩市社会福祉協議会	令和4年9月30日	特定福祉用具販売
2471301297	ホームヘルプサービスとんぼ池	三重県名張市安部田 1108 番地	特定非営利活動法人とんぼ池山荘	令和4年9月30日	訪問介護

三重県告示第 650 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和4年10月18日

三重県知事 一見勝之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2472901046	社協ふくし用具の「あい」	三重県志摩市浜島町松山路 3	社会福祉法人志摩市社会福祉協議会	令和4年9月30日	介護予防福祉用具貸与
2472901046	社協ふくし用具の「あい」	三重県志摩市浜島町松山路 3	社会福祉法人志摩市社会福祉協議会	令和4年9月30日	特定介護予防福祉用具販売

三重県告示第 651 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めましたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示します。

令和4年10月18日

三重県知事 一見勝之

志摩北加入区

三重県告示第 652 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めましたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示します。

令和4年10月18日

三重県知事 一見勝之

志摩南加入区

三重県告示第 653 号

漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定（平成25年三重県告示第648号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和4年10月18日

三重県知事 一見勝之

のり等養殖業の表中

「

木曾岬漁業協同組合の地区

」

を

「

伊曾島漁業協同組合のうち木曾岬の地区

」

に改める。

三重県告示第 654 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ津北店・Bゾーン
津市一身田上津部田 121-2 ほか 12 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市宮原町 2 丁目 19 番 4 号	藤原 秀次郎
株式会社マックハウス	東京都杉並区高円寺南 3 丁目 3 番 1 号	栗原 勝利
株式会社ココカラファイン	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-17-6	塚本 厚志
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿 4-1-18	竹岡 哲朗

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1-602-1	鈴木 誠
株式会社ココカラファイン	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-17-6	塚本 厚志
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿 4-1-18	石田 将人
株式会社日本フェニックス	津市乙部 2019	船木 遥介
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 靖二

3 変更年月日

令和 3 年 9 月 1 日

4 変更理由

小売業者の代表者及び住所の変更並びに入退店があったため。

5 届出の日

令和 4 年 9 月 15 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年10月18日から令和5年2月20日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 655 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年10月18日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ松阪中央ショッピングセンター

松阪市宮町字堂ノ後 130 ほか

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社スギ薬局	愛知県大府市横根町新江 62 番地の 1	杉浦 克典
株式会社風味堂	松阪市早馬瀬町 72 番地	田中 宏幸
株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	吉川 恭史

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社スギ薬局	愛知県大府市横根町新江 62 番地の 1	杉浦 克典
株式会社風味堂	松阪市早馬瀬町 72 番地	田中 宏幸
株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	吉川 恭史
株式会社ファッションクリエイティブピュアノート	愛知県瀬戸市東権現町 53 番地の 3	横田 俊行

3 変更年月日

令和4年5月24日

4 変更理由

2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。

2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更並びに入店があったため。

5 届出の日

令和4年9月15日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年10月18日から令和5年2月20日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 656 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年10月18日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ学園前店

松阪市駅部田町 1011-1

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑 2 丁目 38 番地	河合 映治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑 2 丁目 38 番地	河合 映治

3 変更年月日

令和4年5月24日

4 変更理由

2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。

2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更があったため。

5 届出の日

令和4年9月15日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年10月18日から令和5年2月20日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 657 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年10月18日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュサンフラワー店

松阪市大黒田町城の前 522 番地ほか 20 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
株式会社むらさきや	松阪市日野町 772 番地	中島 孝
株式会社綿清商店	津市森町 2017-7	佐藤 仁
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 靖二

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
株式会社綿清商店	津市森町 2017-7	佐藤 仁
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 靖二

3 変更年月日

令和4年5月24日

4 変更理由

2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。

2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更並びに退店があったため。

5 届出の日

令和4年9月15日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年10月18日から令和5年2月20日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 658 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年10月18日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ大台店
多気郡大台町佐原 615 番地

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

3 変更年月日

令和4年5月24日

4 変更理由

2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。

2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更があったため。

5 届出の日

令和4年9月15日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年10月18日から令和5年2月20日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、亀山市長から通知がありました。

令和 4 年 10 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳補正）
- 2 作業期間
令和 4 年 9 月 26 日から令和 5 年 3 月 24 日まで
- 3 作業地域
亀山市全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 6 月 17 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 10 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
員弁郡東員町大字鳥取及び同町大字大木

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 10 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 9 月 30 日	いなべ市大安町鍋坂字下川原 2262-7 ほか 44 筆 【1 工区】	いなべ市大安町鍋坂 2262-8 株式会社フジ技研 代表取締役 佐藤 正 廣
令和 4 年 10 月 3 日	三重郡朝日町大字柿字巳丑起 214-1	大阪府大阪狭山市池尻北 1 丁目 1-3 東洋地所株式会社 代表取締役 土井畑 公 昭
令和 4 年 10 月 6 日	三重郡菰野町大字池底字西ノ久保 1224-1	四日市市山城町 1434-1 グランドゥースール I-103 堀 内 健 人

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 50 条の 9 第 1 項の規定により、事業計画の変更を次のとおり認可しました。

令和 4 年 10 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 再開発会社の名称
伊勢まちなか開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称
伊勢都市計画伊勢市駅前 B 地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間
平成 30 年 7 月 17 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 4 施行地区
伊勢市宮後一丁目 2000 番、1003 番 1 の一部、1003 番 7 の一部及び同市吹上一丁目 601 番の一部
- 5 事務所の所在地

伊勢市河崎一丁目2番13号

6 施行認可の年月日

平成30年7月17日

7 事業計画の変更の認可の年月日

令和4年10月11日

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年10月18日

三重県知事 一見勝之

- | | |
|-----------|---------------------------------------------------------|
| 1 特定役務の名称 | 三重県DX推進基盤整備及び運用保守業務 |
| 2 担当部局 | 三重県津市広明町13番地
デジタル社会推進局デジタル改革推進課 |
| 3 落札者決定日 | 令和4年9月16日 |
| 4 落札者 | 三重県津市桜橋2丁目149番地
NTTビジネスソリューションズ株式会社 三重ビジネス営業部長 竹谷 和也 |
| 5 落札金額 | 入札価格 1,998,000,000円
契約金額 2,197,800,000円 |
| 6 決定手続 | 総合評価一般競争入札 |
| 7 入札公告日 | 令和4年7月22日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年10月18日

三重県知事 一見勝之

- | | |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 1 特定役務の名称 | 三重県総合博物館企画展示室等照明LED化業務 |
| 2 担当部局 | 三重県津市一身田上津部田3060
三重県総合博物館 |
| 3 落札者決定日 | 令和4年9月14日 |
| 4 落札者 | 三重県津市桜橋2丁目34-1
イオンディライト株式会社東海支社三重支店 支店長 森 泰幸 |
| 5 落札金額 | 入札価格 32,000,000円
契約金額 35,200,000円 |
| 6 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 入札公告日 | 令和4年8月2日 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
